

(株)東京商品取引所 2026年度監査計画

2026年3月30日

株式会社東京商品取引所 自主規制室

I. 基本方針

当社は、市場の公正性と信頼性を守ることを目的として、以下の基本方針に基づき、取引参加者における法令及び取引所諸規則（以下「法令等」といいます。）の遵守状況並びに業務及び財産の状況について監査を行います。

1. 取引所としての専門性を発揮した監査の実施

監査を担う当社自主規制室は、市場の公正性と信頼性の確保のために、マーケットに密接した自主規制部門として、国際的な規制の動向等市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握しつつ、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関と連携し、専門性の高い監査を実施します。

2. 取引参加者の業務及び財産に係るモニタリング

当局とも緊密に連携し、取引参加者に係る各種情報（取引所市場での売買状況、取引参加者から提出される各種届出書・報告書、開示情報、過去の監査結果、清算に関する情報等）の収集・分析のほか、検査担当責任者等の方々との定期的なコミュニケーションを通じて、取引参加者から提出される各種届出書・報告書等からは把握できないような各社の課題や内部管理態勢等の実態を把握します¹。

3. リスクベースアプローチに基づく監査の強化

監査やモニタリングの結果を踏まえて各取引参加者のリスク評価を行い、リスクベースアプローチの強化を図ります。また、実効的かつ効率的な取引参加者管理の実現のため、監査とモニタリングの全体最適を図ってまいります。

(1) リスクに基づく監査先の選定

リスク評価結果に基づきリスクが高いと認められた取引参加者を優先的に監査先に選定します。

また、より深度ある確認を迅速に行う必要があると判断した場合、

¹ 対面でのコミュニケーションのほか、Web会議ツール等も活用して行います。

前回監査からの経過日数等にかかわらず、特定の項目に焦点を当てた機動的な監査を実施する場合があります。

(2) リスクの軽重等に応じた柔軟な監査の実施

リスク評価結果や監査先の業態・個別の状況を踏まえ、監査において焦点を当てるべき項目・テーマを選定します。また、リスクの軽重等に応じて柔軟に監査日数・人数を決定します。

4. 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

監査においては、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合の是正・フォローアップはもとより、不備とは認められなくても将来的にリスクとして顕在化し得ると捉えた事項については、経営陣も含めた双方向の対話による問題意識の共有を行うなど、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進します。

また、監査において認められた事例等について情報発信を行うとともに、取引参加者におけるコンプライアンス人材の不足に対応すべく、人材育成に主眼を置いたサポート活動の拡充を図ってまいります。

II. 2026 年度における取組

1. 取引参加者の業務をめぐる状況

(1) 市場における違反行為等の状況

大阪取引所の長期国債先物に係る取引参加者の自己取引において認められた、重層的な発注形態による見せ玉での相場操縦行為については²、商品先物取引でも生じ得ることを踏まえ、当社は、2026 年 1 月 15 日に「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則に係るガイドライン」³の改正を行いました。

また、監査・モニタリングにおいては、注文管理態勢に関し、本来設定すべき値より過大な値が発注制限値として設定されており指摘に至った事例や、売買審査の抽出基準に係る妥当性の検証に課題がある状況が認められました。

² 2024 年 12 月に大阪取引所及び東京証券取引所による処分が行われました。

³ 当該ガイドラインは、規制の潜脱行為を防止する観点から、「取引参加者限り」としています。

(2) ITの利用に係る状況

2025年度は、証券会社のウェブサイトを使ったフィッシングサイト等で窃取したID・パスワード等の顧客情報による、インターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引の被害が多く発生しました⁴。

商品先物取引業界においても、取引参加者のシステムに対する悪意のある第三者による不正なアクセスにより、顧客情報が漏洩した事例が認められています⁵。

また、監査・モニタリングにおいても、システム障害管理やシステムリスクに関する洗い出し・評価に課題がある状況が複数認められています。

2. 重点監査項目

上記の業務をめぐる状況を踏まえ、2026年度は、以下の(1)～(4)を重点的に確認します。

(1) 不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況

取引参加者における自己取引及び顧客取引に関して、重層的な発注形態による見せ玉も含め、不公正取引のおそれのある取引を抽出し、抽出結果に基づき売買審査を実施し、問題が認められた取引について適切な措置を行い、また当社から不公正取引に係る照会（海外原始委託者に関する情報を含む。）が行われた場合には誠実に対応するなど、適切な売買管理態勢が整備されているか、売買管理業務についての内部監査の実施状況も含め検証します。

(2) システムリスク管理態勢の整備状況

サイバー攻撃については、サードパーティ等のサプライチェーン全体を考慮し、顧客被害の発生を防ぐための対策⁶（ID・パスワードの

⁴ このような状況を踏まえ、2025年10月15日に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（金融庁）及び「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」（日本証券業協会）の改正が行われました。

⁵ このような状況を踏まえ、経済産業省は「サイバーセキュリティ経営ガイドライン ver 3.0 (<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/guide3.0.pdf>)」を公表しています。

⁶ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（金融庁）及び「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」（日本証券業協会）においては、ログイン時等の重要な操作時における、フィッシングに耐性のある多要素認証の導入や顧客への通知機能の提供等が求められています。サイバー攻撃の脅威が増大する中、取引参加者

適切な管理、侵入可能経路の特定、出金口座の変更・追加に係る監視や制限等) や、巧妙化した手口でのサイバー攻撃が増加していることを踏まえた対策(リスク評価、対応手順の策定、訓練の実施等)が有効に講じられているか等についても併せて検証します。

また、取引参加者における売買取引の受託、発注及び決済等に関するシステムの開発・運用が適切に管理されているかについて検証します。システム関連業務を外部委託している場合は、取引参加者が主体的に外部委託先の業務状況等を確認しているか検証するほか、クラウドサービス等の新技術を活用している場合は、当該サービス固有のリスクの把握や取り扱うデータ及び適用する業務の重要度に応じた低減措置を行っているか等について検証します。

更に、全てのシステムを網羅的に確認のうえ、重要性の高いシステムについて、現状の対策状況を把握したうえで脆弱性や脅威の程度を評価し残存するリスクを特定しているか検証するほか、洗い出したリスクに対し十分な対応策を取っているか等について検証します。

システム障害に関しては、システムの安定稼働の観点から有効な障害対策(自社システム及び取引所システム等に係る障害ケースへの対応手順の整備や、主要業務での複数ルートの整備等)が適切になされているかに加え、障害発生事象について原因を把握し当該原因を踏まえた再発防止策の策定が適切に行われているか等について検証します。

(3) 注文管理態勢の整備状況

取引参加者の注文管理について、電子情報処理組織を利用して注文を自動的に発注する形態の取引も含め、取引状況を踏まえた適切な発注制限値の発注システムへの設定をはじめ、異常発生時の対応も含め誤発注を防止するために適切と認められる管理が実施されているか検証します。

(4) 取引証拠金管理態勢の整備状況

必要証拠金額を適切に定めているか、委託者から受け入れた証拠金を清算機関に適切に預託しているか、受入証拠金に不足が生じた又は不足が生ずるおそれのある顧客に対する管理が適切に行われているか等、取引証拠金管理態勢が十分に整備されているか検証します。

における、システムの安定稼働の確保及び情報セキュリティ管理の徹底に当たっては、同監督指針や同ガイドラインなど、金融商品取引業界における各種取組みも参考に課題の改善に取り組むことが重要と考えられます。

3. 当局との情報交換・連携

取引参加者に対する監視機能の総体としての向上に貢献するため、当局との情報交換・連携及び問題意識の共有に取り組みます。

4. その他

監査の実施に係る具体的な要領については、別添資料を御参照ください。
その他、取引参加者における内部管理態勢の自主的な改善をサポートするための取組みを適宜実施していきます。

以 上

別添資料

1. 監査の実施要領

取引参加者に対する監査は、直接発注を行う取引参加者を中心に、当該監査計画に基づき、原則として以下の要領により実施します。

(1) 監査の種類

取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析に基づき、監査を行う必要性がより高いと判断される取引参加者に行う「一般監査」、監査終了後、必要に応じて1年程度以内をめどに改善状況を確認するために行う「フォローアップ監査」又は各種状況に基づき特定の項目に焦点を当てて行う「特別監査」により行います。

(2) 他の自主規制機関との同時監査

O S E取引資格を有する当社取引参加者については、日本取引所自主規制法人が行う考査⁷と同時に監査を実施します。取引参加者の対応負担軽減も含めた効率的な監査の実施及び日本取引所グループ全体として資本市場の信頼性を確保するに当たっての取引参加者管理の実現のため、取引参加者から御提出いただいた資料等は、必要に応じて日本取引所自主規制法人と共有します。

(3) 監査の事前通知等

監査を実施する場合には、原則として、4週間程度前に監査の開始日及び方法等を、2週間程度前に担当監査員の氏名等を、取引参加者代表者あてに通知します。

監査に当たっては、当社から監査対象会社の検査部門担当者に監査に必要な各種資料の作成を事前に依頼します⁸。

(4) 監査方法

取引参加者の本店等に臨店して行う「実地監査」又は取引参加者からの提出書類に基づいて行う「書類監査」により行います。

実地監査では、帳簿書類等の各種資料を調査するとともに、取引参加者の役職員との双方向の対話によって業務実態を多角的に分析し、業務運営上の問題点等を検証します。

(5) 監査期間及び監査員数

取引参加者の規模や実態を踏まえたリスクの軽重等に応じて、監査

⁷ 日本証券業協会との合同検査及び他の金融商品取引所との共同考査を継続して行っています。

⁸ 事前に作成を依頼する既定の資料のフォーマットは、Target より入手可能です。なお、取引参加者の業務内容等により、既定のフォーマットに加えて事前に資料作成をお願いすることがあります。

期間及び監査員数を決定します。

(6) 監査結果の説明等

監査終了後、監査の結果や内部管理態勢の整備状況の評価等について、取引参加者代表者等に説明するとともに、監査結果を取引参加者代表者あてに通知します。

(7) 監査結果に基づく措置

監査の結果、法令等に係る違反行為等が認められた場合は、公益及び投資者保護を確保する観点から、取引参加者に対して当社による制裁⁹、勧告又は注意の喚起等の措置¹⁰を行います。

法令違反等		内部管理態勢の不備等
制裁	取引資格の取消し	勧告
	取引等の停止又は制限	
	過怠金の賦課	
	戒告	
注意の喚起	担当執行役員による注意	要請
	自主規制室長による注意	
	担当監査員による注意	

(8) 監査終了時の意見交換及び意見の申立て

監査終了時の意見交換等により取引参加者と監査員との間での事実認定に関する認識の一致に努めます。万一認識が相違する場合、取引参加者は、当社に対し意見を申し立てることができます¹¹。

(9) 取引参加者における不備事項の改善

監査において指摘した事項については、監査後も担当監査員が継続的に当該事項の改善状況の確認を行い、取引参加者において着実な改善が実施されるよう取り組みます。また、必要に応じて改善に向けた御相談に応じる等のサポートを行ってまいります。なお、監査において指摘した事項以外にも、日頃の業務運営において御不明・御不安な事項等が生じた場合は、適宜お問い合わせください。

(10) 監査に関するサーベイ

当社が実施した監査の状況等について幅広く御意見を伺い、監査業

⁹ 「当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項 (<https://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/points-of-note/01.html>)」(2021年3月30日)

¹⁰ 措置の決定に際しては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度、内部管理態勢の状況等を総合的に勘案します。

¹¹ 意見の申立てを受けた場合は、当該申立ての内容等を踏まえ、必要に応じて事情を聴取し、公正に審理します。

務の改善に役立てるべく、監査結果通知を送付した取引参加者の検査
担当責任者等にメールを中心としたサーベイを行います。

以 上